

参考資料 4

「水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について（中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告）」への意見の募集について

平成16年2月17日（火）
環境省環境管理局水環境部農薬環境管理室
室長 早川 泰弘(6640)
室長補佐 更田真一郎(6641)
担当 高橋 登 (6642)

中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会（委員長：須藤隆一 東北工業大学環境情報工学科客員教授）は、平成16年2月16日付けで環境大臣から諮問された農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等について、今般、5農薬の基準値の設定等を内容とする農薬専門委員会報告を取りまとめました。本報告は、平成16年3月24日に開催される土壌農薬部会の審議を経た後、中央環境審議会より環境大臣に答申される予定です。

本件について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成16年2月17日（火）から平成16年3月16日（火）（17：45締切り）まで、郵送、ファクシミリ、電子メールにより御意見（パブリックコメント）を募集いたします。御意見のある方は御意見募集要項に沿って御提出下さい。集められた御意見については、取りまとめの上、中央環境審議会土壌農薬部会の審議の参考にさせていただくとともに、御意見の概要とそれについての考え方について公表する予定です。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

1. 農薬専門委員会報告の概要

農薬取締法第3条第2項の規定に基づき、環境大臣は、申請された農薬を登録するかどうかを判断する際の基準（登録保留基準）を設定することになっています（参考参照）。

今回、以下の農薬について水質汚濁に係る登録保留基準を変更又は設定することにつき、農薬専門委員会報告が取りまとめられました（別紙参照）。

変更分1 農薬

農薬の成分	用途	基準値
E P N	殺虫剤	0.04 mg / L

新規設定分4農薬

農薬の成分	用途	基準値
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.02 mg / L
キャプタン	殺菌剤	3 mg / L
ダイアジノン	殺虫剤	0.05 mg / L
XMC	殺虫剤	0.09 mg / L

2. 今後の予定

パブリックコメント手続後、部会報告に基づく答申を受けて、4月中を目途に必要な告示の改正を行い、登録保留基準値を設定及び変更することとしております。

(別紙)

水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として 環境大臣の定める基準の設定について

報 告

平成16年2月16日

中央環境審議会土壌農薬部会
農薬専門委員会

次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準については、水田の水中における150日間における平均濃度が同表の基準値の欄に掲げる濃度を超えてはならないとすることが適当である。

農 薬 の 成 分	基 準 値
O - エチル O - p - ニトロフェニル フェニルホスホノチオアート (別名EPN)	0 . 0 4 m g / L
O , O - ジエチル O - 2 , 3 - ジヒドロ - 3 - オキソ - 2 - フェニル - 6 - ピリダジニル ホスホロチオアート (別名ピリダフェンチオン)	0 . 0 2 m g / L
N - (トリクロルメチルチオ) - 4 - シクロヘキセン - 1 , 2 - ジカルボキシミド (別名キャプタン)	3 m g / L
O , O - ジエチル O - (2 - イソプロピル - 6 - メチルピリミジン - 4 - イル) ホスホロチオアート (別名ダイアジノン)	0 . 0 5 m g / L
3 , 5 - ジメチルフェニル N - メチルカルバマート (別名XMC)	0 . 0 9 m g / L

(参考) 農薬の登録制度と登録保留基準について

1. 農薬取締法上の位置づけ

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づき登録審査を行い、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（農薬取締法第3条第1項）。

このうち4）から7）までに該当するかどうかの基準（登録保留基準）は環境大臣が定めることとされている（農薬取締法第3条第2項）。

(農薬取締法第3条第1項各号の概略)

- 1) 申請書に虚偽の記載があるとき
- 2) 農作物等に害があるとき
- 3) 通常の危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">4) <u>農作物等への残留</u>が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき5) <u>土壌への残留</u>により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき6) <u>水産動植物に著しい被害</u>を生ずるおそれがあるとき7) <u>水質汚濁</u>が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき |
|---|

- 8) 名称が不適切であるとき
- 9) 薬効が著しく劣るとき
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

(農薬取締法第3条第2項)

前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

2. 水質汚濁に係る登録保留基準

今回設定する水質汚濁に係る農薬の登録保留基準の具体的な内容は以下のとおりである。

・水質汚濁に係る登録保留基準

- ア) 水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、水質汚濁に係る環境基準（健康項目）の10倍（水田において使用するものに限る。）を超える場合
- イ) 水質汚濁に係る環境基準（健康項目）が定められていない場合は、水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、環境大臣が定める基準を超える場合